

新司法試験短答過去問集(民法)
誤植訂正表

2012年3月17日
第1版
スクール東京

ページ				変更前	変更後
	問題番号	場所	行		
57	プレ-26	選択肢ウ解説	1行目 ～	本肢では、所有権移転登記がB名義のままである場合、Aは「第三者」に当たらないことから、CはAからの甲土地	本肢では、所有権移転登記がB名義のままであるから、Aは所有権登記移転を得ておらず、Cに対抗できない。したがって、CはAからの甲土地
71	20-6	選択肢4解説	下から 2行目 ～	1 1 2条の表権代理には過去に本人が代理権を授与したことがあることが要件となっており、各表件代理には	1 1 2条の表見代理には過去に本人が代理権を授与したことがあることが要件となっており、各表見代理には
103	22-5	問題文	1行目 後半～ 3行目	…各記述のうち、謝っているものを組み合わせたものは後記1から5までのうちどれか。	…各記述のうち、謝っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
141	22-8	問題文	-	…組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、)	…組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
199	19-8	選択肢エ解説	下から 3行目 後半～	Yは、「第三者」に当たらないから、Yが登記を備えていたとしても、Xは、Yに対して、所有権移転登記の全部抹消を求めることができない。	Yは、「第三者」に当たらないから、Yが登記を備えていたとしても、Xは、Yに対して、所有権移転登記の抹消を求めることができる。もっとも、B Y間の取引は、Bの持分の限りは有効である。したがって、Xは、Yに対して、自己の持ち分に限り、所有権移転登記の抹消を求めることができ、所有権移転登記の全部の抹消を求めることはできない。
302	21-13	選択肢イ解説	1行目 後半～	したがって、そのうちの特定の財産が滅失等により消滅した場合その代償として支払いを受ける金銭から物上代位により債権の回収をしなくとも、他の財産から債権回収を図ることが可能である。したがって、一般の先取特権については物上代位は認められない。	債務者の所有物が滅失等により消滅した場合に、その代償として債務者が支払いを受けた金銭は、債務者の総財産を構成する。そうすると、その金銭は、一般の先取特権の引当てとなる。したがって、一般の先取特権を行使することができる。なお、一般の先取特権については、物上代位は認められていない。
302	21-13	選択肢オ解説	下から 3行目 後半～	弁済期到来後、質権者は既に借り入れた金銭を利用済みであるし、上記の様な	弁済期到来後、質権設定者は既に借り入れた金銭を利用済みであるし、上記の様な
523	19-27	問題文ウ	-	ウ。建物賃借人Aとの間の請負契約に基づき、請負人Bが建物の修繕工事をした場合において、Aが請負代金を支払わないまま無資力になったときは、建物の所有者Cは、法律上の原因なくして利益を受けたことになる。	ウ。建物賃借人Aとの間の請負契約に基づき、請負人Bが建物の修繕工事をした場合において、Aが請負代金を支払わないまま無資力になったときは、建物の所有者Cは、法律上の原因なくして利益を受けたことになる。
600	23-33	選択肢4解説	全体	成年後見人が欠けたときは、法定代理関係は終了する。しかし、成年後見人の審判があったのは、成年被後見人が是非弁別能力を欠く常況にあるものとして、成年後見人の選任が必要であったからである。したがって、成年後見人が死亡等によって欠けた場合であっても、成年被後見人の保護の必要性が消滅したのではない。そこで、成年後見人が欠けた場合でも、成年被後見人のために利害関係人又は家庭裁判所が職権で、選任手続ができるようにした	成年後見制度の趣旨は、成年後見人を付すことで、是非弁別能力を欠く状況にある者が、自由競争取引の犠牲になることを防ぐ点にある。そうすると、成年後見人が欠けたとしても、成年被後見人が是非弁別能力を欠く状況にあることには変わりはなく、成年後見人の選任の必要性は消滅しない。したがって、成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任することができる。
660	23-28	選択肢3解説	上から 2行目 後半	本肢では、	他方で、
662	サンプル-5	選択肢ウ解説	全体	遺贈は、遺言により自己の財産を無償で他人に与える単独行為であるが、財産を取得する相手方の存在が前提とされている。すなわち、相手方のある単独行為である。死因贈与は、贈与者の死亡によって効力が発生する贈与契約であるから、相手方の存在が予定されている。したがって、遺贈も死因贈与も、相手方のある意思表示である点で共通し、両方に当てはまる。	遺贈は、単独行為であり相手方の存在を予定していない。実際に、遺贈を受贈者が承諾しないおそれがあったり、相手がいないこともありうる。一方、死因贈与は、契約による意思表示であり、相手方との意思の合致がない限りそもそも成立しない。したがって、死因贈与のみ相手方のある意思表示といえる。